

国家戦略特区

National Strategic Special Zones

特区民泊について

平成30年 5月29日
内閣府地方創生推進事務局

1. 特区民泊概要

滞在施設の旅館業法の適用除外

(根拠法令 国家戦略特別区域法第13条)

活用する規制改革

現 状

宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用される

＜適用による主な義務＞

- ・フロントの設置、宿泊者名簿の作成
- ・衛生管理、保健所による立入検査 など

見直し後

都道府県知事等の特定認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外

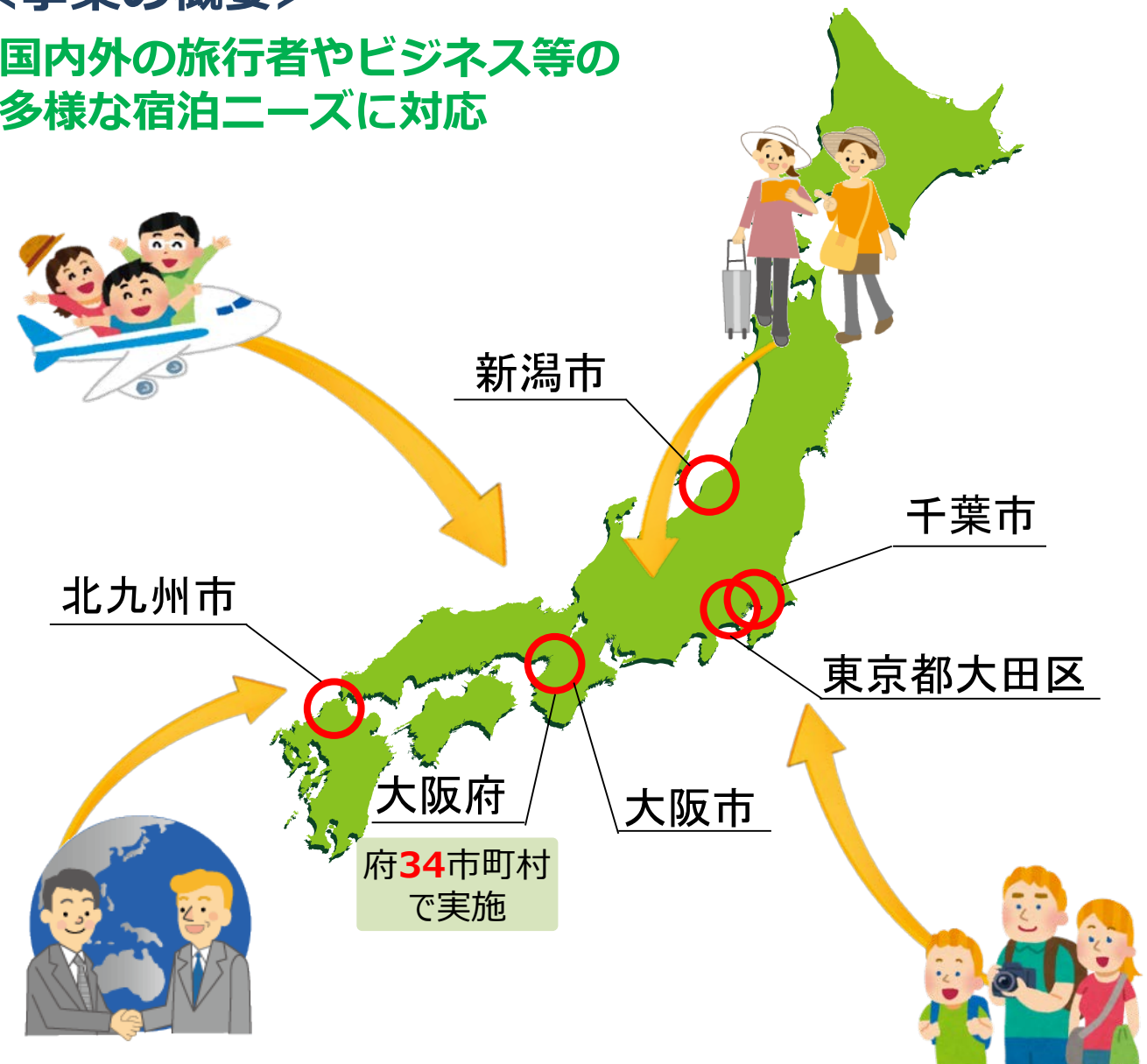
効 果

観光やビジネスの宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設を提供

具体的事業

＜事業の概要＞

国内外の旅行者やビジネス等の多様な宿泊ニーズに対応



●条例で定める滞在期間: **2泊3日以上**

2. 特区民泊の動き

平成25年12月 国家戦略特区法・公布（「旅館業法の特例」を措置）
平成26年3月 国家戦略特区法施行令・公布（滞在日数の下限（7～10日）を条例で定めること等を規定）
平成28年10月 国家戦略特区法施行令・公布（滞在日数の下限（3～10日）を条例で定めること等を規定）

<大田区>

平成27年10月20日 区域計画認定
同 年12月7日 関連条例制定
平成28年1月25日 東京都都市再生分科会
（関連規則・ガバ`ラ`ン決定）
同 年1月29日 事業者受付開始
同 年2月12日 事業開始（2件認定）
平成29年12月15日 条例改正（2泊3日）

（5月9日時点）

- ・ 認定52施設316居室（申請67施設357居室）
- ・ 36事業者（うち個人12人）

<北九州市>

平成28年10月4日 区域計画認定
同 年12月9日 関連条例制定（2泊3日）
平成29年1月30日 事業受付開始

（4月30日時点）

- ・ 認定2施設8居室（申請2施設8居室）
- ・ 2事業者（うち個人1人）

<千葉市>

平成29年9月20日 関連条例制定（2泊3日）
同 年12月15日 区域計画認定

（4月30日時点）

- ・ 認定1施設1居室（申請1施設1居室）
- ・ 1事業者（うち個人1人）

<大阪府>

平成27年10月27日 関連条例制定
12月15日 区域計画認定

（※住居専用地域においても事業実施可能な5自治体を含む、33自治体で実施）

平成28年4月1日 事業者受付開始
5月19日 池田市を、上記計画に追加
12月20日 条例改正（2泊3日）
平成29年12月15日 柏原市の市街化区域での適用地域
拡大を上記計画に追加

（4月30日時点）

- ・ 認定8施設15居室（申請8施設15居室）
- ・ 8事業者（うち個人1人）

<大阪市>

平成28年1月15日 関連条例制定
4月13日 区域計画認定
10月31日 事業者受付開始
12月13日 条例改正（2泊3日）

（4月30日時点）

- ・ 認定651施設1,899居室（申請756施設2,305居室）

<新潟市>

平成29年5月22日 区域計画認定
同 年7月3日 関連条例制定（2泊3日）

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令の概要

(平成28年10月25日閣議決定、10月28日公布、10月31日施行)

国家戦略特区において、対象施設が以下の要件に該当することについて、都道府県知事（保健所）が認定することにより、旅館業法の適用が除外される。

法律

国家戦略特区において、滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき一定期間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業として政令で定める要件に該当するもの

利用期間（宿泊日数）

(6泊) 7日から(9泊) 10日までの範囲内において自治体の条例で定める期間以上



(2泊) 3日

近隣住民との調整や滞在者名簿の備付け等

新規追加

(内閣府・厚労省共同通知で措置している事業要件の法令化)

- 滞在者名簿が施設等に備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。
- 施設の周辺地域の住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。
- 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。

その他 一居室の床面積：原則 25 m²以上（自治体の判断で変更可能） など

政令で定める主な要件
(今回の改正事項など)